

高知工業高等専門学校受託試験取扱規則

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
一部改正 平成 22 年 3 月 31 日

(趣旨)

第1条 高知工業高等専門学校(以下「本校」という。)における受託試験の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託試験取扱規則(以下「機構規則」という。)の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(受託試験の委託)

第2条 受託試験を委託しようとする者は、校長に受託試験申込書(別紙第1号様式)を提出しなければならない。

(受託試験の受託)

第3条 校長は、前条により申込みを受けたときは、教育研究上有意義であり、かつ、当該学科の教育研究に支障がないと認められる場合に限りこれを受託し、受託試験受託通知書(別紙第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

(受託試験料の納付時期及び方法)

第4条 前条により承認を得た者の受託試験料の納付時期及び方法については、機構規則第5条によるものとする。

(受託試験料)

第5条 受託試験料は、機構規則第4条の定めるところによる。

(受託試験結果の通知)

第6条 校長は、受託試験の結果を受託試験成績書(別紙第3号様式)により、委託者に通知するものとする。

(試料の処理)

第7条 委託者が提出した試料は、特別の場合を除くほか、これを返還するものとする。

2 受託試験後の試料を返還するときは、その費用は委託者の負担とする。

(不可抗力による試料の損害)

第8条 本校は、天災その他の不可抗力によって生じた試料の損害については、その責任を負わないものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

受託試験委託申込書

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

申込者

住 所

氏 名



下記のとおり受託試験を申込みます。

記

受託試験種目	
試験数量	
提出試験料	
試験希望年月日	平成 年 月 日
備 考	

様式第2号 (第3条関係)

受託試験受託通知書

平成 年 月 日

殿

高知工業高等専門学校長

印

平成 年 月 日付けをもって申し込みのあった受託試験について下記のとおり受託します。

記

受託試験種目	
試験数量	
試験料金	円

* 試験料金は、受託試験の種目に応じ前納すること。

様式第3号 (第6条関係)

受託試験成績書

平成 年 月 日

殿

高知工業高等専門学校長

印

平成 年 月 日付けをもって申し込みのあった受託試験の結果について
下記のとおり通知します。

記

受託試験種目	
試験数量	
実施年月日	平成 年 月 日
担当教員氏名印	印
受託試験の結果	